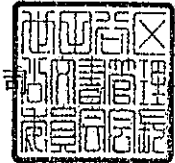




答申第 11 号
令和 4 年 7 月 14 日

世田谷区長
保坂展人様

世田谷区公文書管理委員会
会長 野村武



世田谷区公文書管理条例等の改正に伴い令和 4 年 3 月 31 日で保存期間満了を迎えた公文書の移管及び廃棄に関する意見聴取について (答申)

令和 4 年 5 月 26 日付諮問第 11 号で依頼のあった「世田谷区公文書管理条例等の改正に伴い令和 4 年 3 月 31 日で保存期間満了を迎えた公文書の移管及び廃棄に関する意見聴取について」に関し、当委員会において目録を確認しました。

その結果、目録に記載の公文書について、別紙に掲げるフォルダ等については特定重要公文書として永久保存することが、その他のフォルダ等については廃棄することが妥当であると認めます。

No.	管理所属	大分類	中分類	フォルダ等の名称	作成年度	保存期間	保存期間満了日
8	砧保健福祉センター健康づくり課	健康づくり課	事業係	保健衛生事業概要	昭和26年度～平成3年度	長期 (30年)	令和4年3月31日